

【教職員向け】

新型コロナウイルス感染拡大防止と面接授業実施に係るガイドライン

令和2年6月2日

危機対策本部

本ガイドラインは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、感染拡大防止と学生の学修機会の両立を図るため、6月15日から段階的に面接授業を開始するに当たって留意する事項をまとめたものです。

基本的な対策を示すものであり、**具体の授業の実施方法等は、授業担当教員自身で工夫を行っていただくことを前提とします。**

1. 健康管理

- (1) 毎朝の検温と記録、1日の行動（通勤経路・使用教室）の記録をお願いします。
- (2) 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を見合わせ、「[体調不良時のフローチャート（教職員用）](#)」に基づいた行動をお願いします。

2. 通勤

- (1) 通勤前には各自で検温を行い記録してください。
- (2) マスクは各自で準備し、必ず着用してください。
- (3) 公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけてください。

3. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、石けんによる手洗いや消毒液で手指の消毒を行ってください。
- (2) 手指の消毒液は各建物の入り口に配備します。消毒液の補充は、共通講義棟は教育支援課で行いますが、各教棟は各ユニット等でご対応ください。
- (3) マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、健康科学センターまでご相談ください。

4. 共通講義棟の教室での授業に関する事項

- (1) 授業実施の際はマスクを必ず着用してください。
- (2) 各教室の AV 機器やスイッチを触る際、マイクを使用する際は、各教室に配備しているゴム手袋もしくはアルコールティッシュを使用してください。
- (3) 共通講義棟の各教室は、学生の身体的距離を前後左右に約 1メートル確保するため、席数を制限しています。使用できない席には「使用不可」の掲示を行っていますので、学生には座席配置に従って着席させてください。また、飛沫感染防止のため、教卓前の 1 列目は全て使用不可としております。授業の際には学生との距離感を意識してください。
- (4) 授業開始時に学生に対し、行動記録、検温の記録を行っているかを確認してください。その両方がない場合は退室させてください。確認方法は口頭での呼びかけでも構いません。
- (5) 共通講義棟の教室の使用可能な座席には番号を振っています。受講生にはその座席番号を記録するように指示してください。
- (6) 教室出入口のドアは常時開放してください。
- (7) 基本的に窓も 2 方向開けた状態にしてください。閉めている場合でも、30 分に 1 度は 10 分ほど窓を開けて換気を行ってください。
- (8) 共通講義棟の各教室の AV ラックの鍵は常時開けた状態にしますので、教育支援課での受付は不要です。AV 機器の電源のオン/オフは各自で行ってください。その際は (2) に従ってください。
- (9) エアコン・照明のスイッチ類には触れないようにしてください。共通講義棟の教室は教育支援課で管理をしますので、授業終了後もつけたままで構いません。
- (10) 共通講義棟の各教室の机・椅子は、毎朝、清掃業者が消毒作業を行います。
- (11) 授業時の具体的な活動時（グループワーク等）には、以下の点を留意してください。
 - ・ 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るようにしてください。
 - ・ 学生間で文房具等の貸し借りは行わせないようにしてください。

5. 各教棟の教室での授業に関する事項

(1) 上記4で示した事項を各ユニット等でご対応ください。

(2) 授業時の具体的な活動時（グループワーク、実験、実習等）には、以下の点を留意してください。

- ・ 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るようにしてください。
- ・ 学生間で文房具等の貸し借りは行わせないようにしてください。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせてください。
- ・ 体育の授業は可能な限り、屋外で実施してください。体育館など屋内で実施する場合は換気の徹底とともに、呼気が激しくなるような運動は避けてください。
- ・ 体育実技におけるマスク着用については、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日スポーツ庁事務連絡）」を参考に担当教員から指示してください。
- ・ 体育実技等における更衣の際は、教員の指示で体育館・武道場・舞踏場等に分散して行わせてください。入退室時には消毒液を使用してください。

6. 授業の欠席に関する取扱い

(1) 授業の欠席については、従来の「学生の授業欠席の取扱いについて（重要通知）」とともに、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて策定した「新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて」に基づいた取扱いを行ってください。

(2) 上記（1）によらず学生自らの意思で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、授業を欠席したいと申し出た場合、本学は、本ガイドラインに沿った感染症対策を踏まえて面接授業を開始しており、他の受講生との平等性を確保するため、公欠の扱いとはしません。

但し、授業担当教員の判断で面接授業の出席によらない課題の提出や同時に遠隔授業を行う等の代替の方法をもって出席と取り扱うことは可能です。

(3) 持病があり、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある学生へは、健康科学センターへ相談するよう誘導してください。

新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて

1. 新型コロナウイルス感染症に係り授業を欠席した場合は、「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」の記6（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合の取り扱い）の規定により、次のとおり「公欠」の取扱いとなります。

① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、治癒するまで「出席停止」とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

② 「濃厚接触者」に特定された場合

保健所等により新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」として特定された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

③ 風邪の症状や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合（自宅療養）

咳や発熱等の風邪の症状がある場合は、学生支援課に連絡の上、症状が緩和するまで自宅療養とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。その際、1日2回朝夜に体温を測定して「健康記録表」に症状を記録してください。症状が改善し、登校可能となった場合は、健康科学センターを受診して「健康記録表」に健康科学センターの認印をもらってください。

※ 学生支援課への連絡方法や「健康記録表」については（URL）をご覧ください。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の「公欠」の手続きとして、「欠席届」と「欠席事由を証明する書類」の提出が必要となります。そのため、「欠席事由を証明する書類」として①～③の状況により、次の表の書類を「欠席届」とあわせて教育支援課確認の後、授業担当者に提出してください。

状況別	出席停止等の期間	手続き提出書類
① 新型コロナウイルス感染により出席停止	治癒したと診断された日まで	・ 欠席届 ・ 医療機関による感染が証明できる書類
② 「濃厚接触者」特定により自宅待機	感染者と接触した日から14日間	・ 欠席届 ・ 保健所等による濃厚接触者の特定が証明できる書類
③ 風邪等の症状により自宅療養（自己申告）	風邪等の症状が緩和されるまでの期間	・ 欠席届 ・ 「健康記録表」健康科学センターによる認印のあるもの

3. 新型コロナウイルス感染症に係り「公欠」として取り扱う授業等については、学生の不利益とならないよう、授業担当者によりレポート・追試験等の代替措置を講じるなど最大限の配慮を行います。

時間帯	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
17 水															
18 木															
19 金															
20 土															
21 日															
22 月															
23 火															
24 水															
25 木															
26 金															
27 土															
28 日															
29 月															
30 火															

- ・ この行動記録は、新型コロナウイルス感染者がでた場合に、あなたが濃厚接触者か否かを判断する基礎データとなり、あなた自身を守るための基礎資料になりますので、正確に記載して下さい。
- ・ この行動記録は、あなたが新型コロナウイルスに感染した場合に、あなたと濃厚に接触した人を可能な限り早く特定するための基礎データとなり、あなたの大事な人を守るための基礎資料になりますので、正確に記載して下さい。

※ 行動記録は、前述した目的以外に使用することはありません。